

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】平成27年1月15日(2015.1.15)

【公表番号】特表2014-509880(P2014-509880A)

【公表日】平成26年4月24日(2014.4.24)

【年通号数】公開・登録公報2014-021

【出願番号】特願2013-547571(P2013-547571)

【国際特許分類】

A 6 1 B 17/064 (2006.01)

A 6 1 B 17/08 (2006.01)

A 6 1 M 29/00 (2006.01)

A 6 1 M 16/06 (2006.01)

A 6 1 L 15/58 (2006.01)

【F I】

A 6 1 B 17/08

A 6 1 M 29/00

A 6 1 M 16/06 Z

A 6 1 L 15/06

【手続補正書】

【提出日】平成26年11月20日(2014.11.20)

【手続補正1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0041

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0041】

本発明の具体的な実施形態を本明細書中に示し及び説明してきたが、これら実施形態は多くの考えられる具体的な構成を単に例示しているにすぎず、構成は本発明の原理を適用して考案され得ることは理解されよう。これらの原理に従って、当業者は、本発明の趣旨及び範囲から逸脱することなく、多数のさまざまな他の構成を考案することができる。したがって本発明の範囲は、本願に記載の構造に限定されるべきものではなく、特許請求の範囲の文言により述べられる構造及びそうした構造の均等物によってのみ限定されるものである。本発明の実施態様の一部を以下の項目[1] - [20]に記載する。

[1]

支持体中央部によって相互に分離される第1の支持体終端部と第2の支持体終端部とを有する支持体と、

接着剤を含む第1の面と、前記支持体に隣接する第2の面とを備える弾性基材と、を含む弾性ストリップであって、前記弾性基材が、基材中央部によって相互に分離される第1の基材終端部と第2の基材終端部とを有し、

前記第1の支持体終端部が前記第1の基材終端部で固定し、前記第2の支持体終端部が前記第2の基材終端部で固定し、前記支持体中央部が前記基材中央部から分離している、弾性ストリップ。

[2]

前記第1の支持体終端部、第2の支持体終端部、及び支持体中央部が、非弾性材の連続シートを備える、項目1に記載の弾性ストリップ。

[3]

前記支持体が、前記弾性基材の最大伸張を設定する、項目2に記載の弾性ストリップ。

[4]

前記第1の支持体終端部が、前記第2の支持体終端部から分離している、項目1に記載の弾性ストリップ。

[5]

前記第1の支持体終端部が、前記中央部に第1の内側部分を備え、前記第2の支持体終端部が第2の内側部分を備え、前記第1の内側部分と第2の内側部分とが互いに重なり合う、項目4に記載の弾性ストリップ。

[6]

前記第1の支持体部分の前記第1の内側部分と、前記第2の支持体部分の前記第2の内側部分との間の重なりが、前記弾性基材の伸張に対する制御を提供する、項目5に記載の弾性ストリップ。

[7]

前記支持体が、前記フィルムを越えて延びてタブを形成する、項目1に記載の弾性ストリップ。

[8]

前記支持体が、前記基材から取り外し可能である、項目1に記載の弾性ストリップ。

[9]

前記弾性基材が、弾性の不織布、織布、編み織物、又はフィルムである、項目1に記載の弾性ストリップ。

[10]

前記弾性基材が、透過性の薄フィルムである、項目1に記載の弾性ストリップ。

[11]

前記接着剤が、前記弾性基材の前記第1の面全体を覆う、項目1に記載の弾性ストリップ。

[12]

前記弾性基材の前記第1の面上の前記接着剤が、前記第1の基材終端部及び第2の基材終端部の位置にあり、前記基材中央部が接着剤を有さない、項目1に記載の弾性ストリップ。

[13]

前記接着剤を覆う剥離ライナーを更に備え、前記剥離ライナーが、前記接着剤から取り外し可能である、項目1に記載の弾性ストリップ。

[14]

前記接着剤が皮膚に固定される、項目1に記載の弾性ストリップ。

[15]

前記接着剤が感圧接着剤である、項目1に記載の弾性ストリップ。

[16]

前記接着剤が、アクリレート系接着剤又はシリコーン系接着剤である、項目1に記載の弾性ストリップ。

[17]

前記第1の基材終端部が、鼻の第1の側の皮膚に接着し、前記第2の基材終端部が、前記鼻の第2の側の皮膚に接着し、それにより、前記基材中央部は鼻梁にまたがる、項目1に記載の弾性ストリップ。

[18]

前記第1の基材終端部が、創傷の第1の側の皮膚に接着し、前記第2の基材終端部が、該創傷の第2の側の皮膚に接着し、それにより、前記基材中央部は前記創傷にまたがる、項目1に記載の弾性ストリップ。

[19]

ストリップを取り付ける方法であって、

項目1に記載の弾性ストリップを提供する工程と、

前記第1の基材終端部を第1の方向に引っ張る工程と、

前記第2の基材終端部を前記第1の方向と反対側の第2の方向に引っ張る工程と、

前記第1の面を表面に接着する工程と、を含み、
前記弾性基材が収縮する、ストリップを取り付ける方法。

[20]

前記支持体を前記弾性基材から取り外す工程を更に含む、項目19に記載の方法。

【手続補正2】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

支持体中央部によって相互に分離される第1の支持体終端部と第2の支持体終端部とを有する支持体と、

接着剤を含む第1の面と、前記支持体に隣接する第2の面とを備える連続ストリップである弾性基材と、を含む弾性ストリップであって、前記弾性基材が、基材中央部によって相互に分離される第1の基材終端部と第2の基材終端部とを有し、

前記第1の支持体終端部が前記第1の基材終端部で固定し、前記第2の支持体終端部が前記第2の基材終端部で固定し、前記支持体中央部が前記基材中央部から分離している、弾性ストリップ。

【請求項2】

前記第1の支持体終端部、第2の支持体終端部、及び支持体中央部が、非弾性材の連続シートを備える、請求項1に記載の弾性ストリップ。

【請求項3】

前記第1の支持体終端部が、前記第2の支持体終端部から分離している、請求項1に記載の弾性ストリップ。

【請求項4】

前記弾性基材の前記中央部が開口部を含む、請求項1に記載の弾性ストリップ。

【請求項5】

前記弾性基材の前記第1の面上の前記接着剤が、前記第1の基材終端部及び第2の基材終端部の位置にあり、前記基材中央部が接着剤を有さない、請求項1に記載の弾性ストリップ。

【請求項6】

前記第1の基材終端部が、鼻の第1の側の皮膚に接着し、前記第2の基材終端部が、前記鼻の第2の側の皮膚に接着し、それにより、前記基材中央部は鼻梁にまたがる、請求項1に記載の弾性ストリップ。

【請求項7】

ストリップを取り付ける方法であって、

請求項1に記載の弾性ストリップを提供する工程と、

前記第1の基材終端部を第1の方向に引っ張る工程と、

前記第2の基材終端部を前記第1の方向と反対側の第2の方向に引っ張る工程と、

前記第1の面を表面に接着する工程と、を含み、

前記弾性基材が収縮する、ストリップを取り付ける方法。